

光回線の契約 変更は慎重に！

「現在、光回線でインターネット・固定電話・テレビを利用してはいるが、『光回線の利用料が安くなる』と別の通信会社の代理店から電話で勧誘された。それならと契約変更したが、テレビを視聴できないことが分かり、解約したい」という相談がありました。

当センターで相談者に詳細を確認したところ、「新たな事業者と契約後、元の契約先に解約を申し出ると、『新たな契約ではテレビの視聴ができなくなりませんが、承知していますか』と言われた。新たに契約する事業者からは、そのよう

な説明は受けていなかったのが驚いた」ということでした。

新たな事業者の説明に問題があると思われるため、当センターから事業者に問

消費生活相談

一人で悩まず
すぐ相談を



い合わせたところ、テレビが視聴できない説明はしていないと認め、相談者は解約料などの負担無く、元の契約先に戻すことができました。

最近、光回線契約変更のトラブルが増加しています。勧誘を受けた際には、利用料などの安さだけにとらわれず、今回の事例のようなデメリットが無いかをしっかりと確認する必要があります。

なお、今年5月に「電気通信事業法」が改正され、今回の事例に挙げた光回線などの固定通信サービスは初期契約解除制度が導入され、契約書面の受領日から8日以内は契約解除ができることになりました。

困った場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局

0077